

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

養父市は、多くの谷筋に集落が散在する地形にあって、人口減少と高齢化の進展が著しい現状にある。このような中で、住民の移動手段として自動車が生活の必需品となった今、公共交通機関であるバスの利用者は全体として減少傾向にあるが、高齢者や児童・生徒など自ら自動車を使用できない人の日常生活においては引き続き重要な移動手段として確保が求められている。

このため、市では合併後、旧町の取り組みを引き継ぐ形で維持してきたバス対策を、平成21年度養父市地域公共交通総合連携計画を活用して市内統一したサービスへと見直し、幹線は路線バス、路線バスの走らない地域にはコミュニティバス、それ以外の交通空白地には自家用有償運送というように、公共交通網のネットワーク整備を行ってきた。

この中で、自家用有償運送建屋線は、建屋地域周辺部の居住地や生活必需施設を連絡する近距離の区域であり、地域の移動手段としての役割を担っており、全但バス井坪線への接続により広域への移動も可能とするなど、全但バス路線を補完する欠かせない路線である。自家用有償運送宿南線においても対象者数が限定される地域であり、多くの利用者を期待できるところではないが、空白地の解消や買い物、通院などの生活の足の確保として、地域にとってその必要性は高い。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保、維持する必要がある。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

宿南線については、週3日、1日4便、建屋線についてはデマンド運行とし、週3日、1日6便の確保を図る。

利用者数の目標は、これまでの実績や地域人口を踏まえ、宿南線は1便1.1人以上、建屋線は稼働率33.3%以上をめざすものである。

### (2) 事業の効果

宿南地区（人口653人）、建屋地区（人口591人）の両地区にとって、自家用有償運送の両路線を維持することで、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

利用者は高齢者に特化されると考えられる。両地区人口減少により絶対数が非常に少ない状況である。しかし、免許証の返納者などを利用者として確保しつつ、路線バスまでの唯一の交通手段の確保が図られる。

<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>
<p>宿南線、建屋線は、路線バスへつなぐ形でネットワークを形成しており、次の交通へスムーズな乗換ができるよう運行路線やダイヤ設定を行うことで利便性の向上に努める。また運行する沿線地域と連携し、地域広報誌への掲載等を通じて利用啓発を行う。</p> <p>実施主体は、運行する地域の区長会で、養父市から運行委託して実施する。</p>
<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者</b>
<p>(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」)</p> <p>①路線図：(別添「宿南線路線図」及び「建屋線路線図」参照)</p> <p>②時刻表・運行期間：(別添 チラシ「宿南ふれあい号運行案内」「建屋線運行図」参照)</p> <p>③運送事業者の決定方法：民間事業者が撤退し、交通空白地となった地域のため、市が実施主体となり地域に運行委託をしている。</p>
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る宿南路線及び建屋路線について、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を養父市が負担することとしている。</p>
<b>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</b>
<p>該当なし</p>
<b>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要</b> <b>【地域間幹線システムのみ】</b>
<p>該当なし</p>
<b>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</b> <b>【地域間幹線システムのみ】</b>
<p>該当なし</p>
<b>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</b> <b>【地域間幹線システムのみ】</b>
<p>該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」)
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

令和6年6月21日 協議会開催（本計画の承認）

## 19. 利用者等の意見の反映状況

- 病院まで乗り換えなしで行けるようにならないかという意見がある。  
→養父市の公共交通をネットワーク化して総合的に公共交通の維持確保を図っているため、現体系でお願いしたい。
- 路線バスのダイヤ改正が宿南線の乗り継ぎ時間に不適合が生じている。  
→路線バスへの乗り継ぎをスムーズにさせるため、宿南線のダイヤ改正を平成24年7月1日に行った。チラシ等を配布し周知した。
- 路線バス乗り継ぎに当たって高齢者には国道の横断が危険であるため、路線バス寄宮停留所まで輸送して欲しいという要望がある。  
→運転者の安全性から国道を横断することは避けたいとの意見もあり、継続的に検討することとした。
- 運転手の安全運行のための研修が必要。  
→登録運転手の運転研修を平成25年度から実施した。
- 唐川・餅耕地線の運行について、利用者数が大きく減少している。利便性の確保も重要だが、利用状況から運行日数及び便数を考える必要があるのでは。  
→地元区長会等の関係者と協議し、平成30年10月から週1日、1日2便の運行に変更した。
- 唐川・餅耕地線について、現行路線の利用者が減少している中、需要の無い地区を廃止して、隣接する地区を路線に加えることはできないか。  
→地元区長会等の関係者と協議し、令和3年8月からデマンド運行とし、週3日、1日6便の確保。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県養父市広谷 250-1(所 属) 養父市まち整備部土地利用未来課(氏 名) 富田 雄士(電 話) 079-664-1410(e-mail) tochimirai@city.yabu.lg.jp

**注意：** 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
養父市	養父市	(1) 宿南線	青山	三谷	寄宮	往4.9km 復4.9km	145日	282回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統・全但バス八鹿豊岡病院線に「寄宮」停留所で接続	③
	養父市	(2) 建屋線		建屋 地内		往 km 復 km	145日	846回			区域運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統・全但バス八鹿井の坪線に「井の坪」停留所・「建屋小学校」停留所で接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	養父市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	22177
交通不便地域等	22177

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
24,288	養父市	過疎地域自立促進特別措置法
6,577	旧関宮村、旧熊次村、旧口大屋村、旧西谷村、旧建屋村	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通利便増進計画	令和〇年〇月〇日	令和4年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

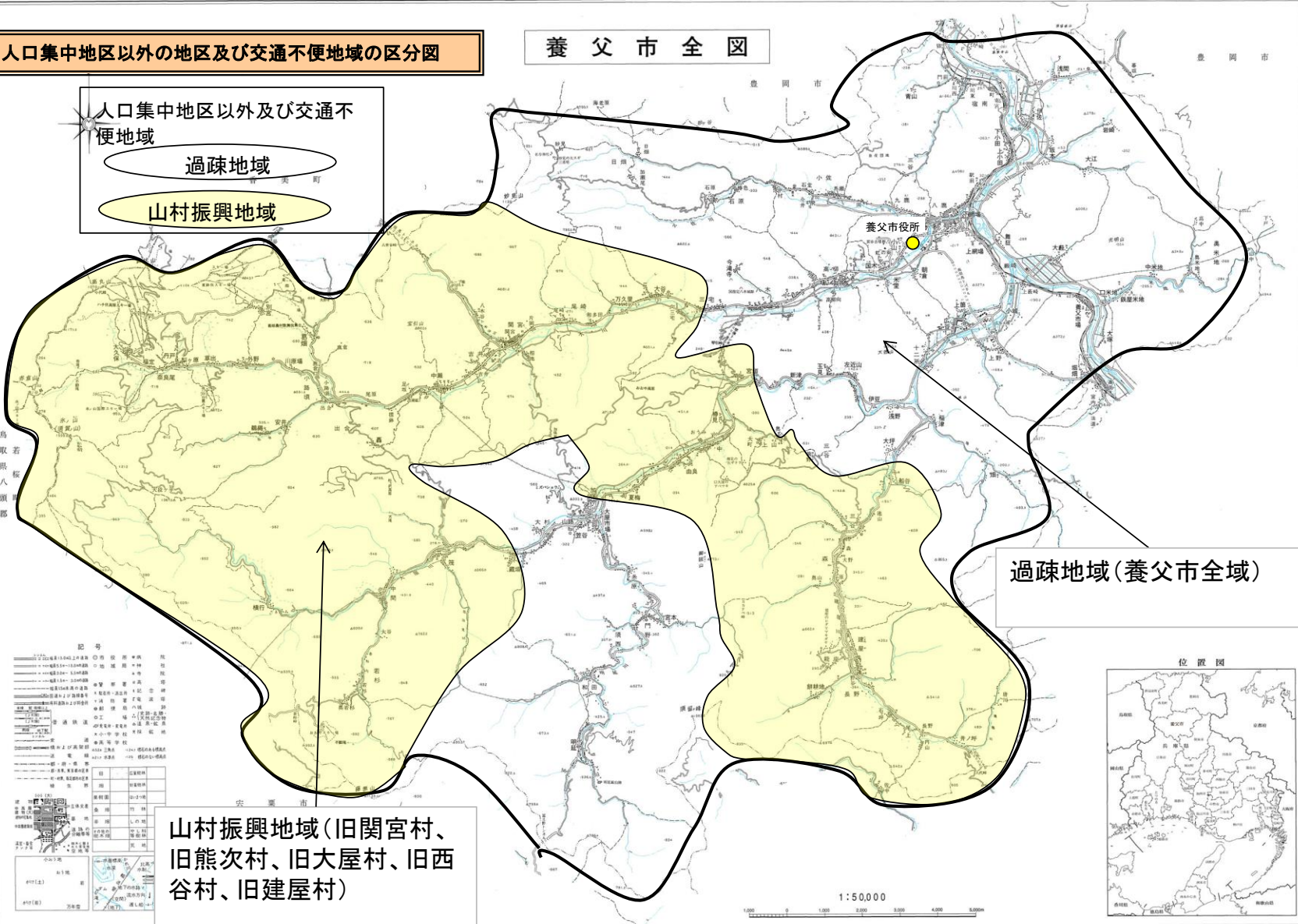
1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分図

養父市全図

人口集中地区以外及び交通不便地域

- 過疎地域
- 山村振興地域



過疎地域(養父市全域)

山村振興地域(旧関宮村、旧熊次村、旧大屋村、旧西谷村、旧建屋村)

株式会社オアシスマップ調製  
平成18年作成

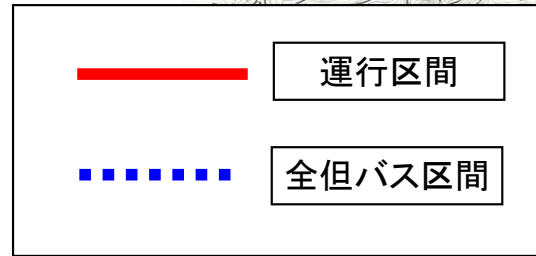


【この地図は、国土地理院長の承認を得て、国院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承諾番号 第 17 次役、第 164 号)】

計画機関養父市



# 宿南線運行経路



【乗降区間】  
青山 ~ 三谷 ~ 寄宮  
【運賃】 上記区間100円(5k以内)











# 養父市内の路線バスとコミュニティバス路線

## 養父市全図

— 定期路線バス経路  
 その他の○番号路線はコミュニティバス路線



### 八鹿地域

- ② 三谷長寿線
- ① 八鹿長寿線
- ③ 八鹿岩崎線

### 関宮地域

- ⑮ 鉢高原関宮線
- 鉢伏本線
- 出合バス
- ⑭ 専鶴縄線

### 大屋地域

- 栗の下線
- 明延線

### 養父地域

- ⑧ 畑上・上野線
- ⑩ 畑上線
- ⑪ 畑上浅野スクール線
- ⑦ 浅野小スクール線
- ④ 唐川・畑線
- ⑨ 唐川Yタウン
- ⑬ 唐川上野線
- ⑫ 奥米地スクール
- ⑤ 高中ワタウン
- ⑥ 山中役場線
- ⑩ 高中役場線
- 新井・井の坪線

**敬老優待乗車証の交付**  
 平成7年以降、旧大屋町域を対象に70歳以上の高齢者と大屋幼児センターに通園する幼児を対象に路線バ

種別	乗車回数	有効期間
乗車回数	10回	1ヶ月
乗車回数	20回	2ヶ月
乗車回数	30回	3ヶ月
乗車回数	40回	4ヶ月
乗車回数	50回	5ヶ月
乗車回数	60回	6ヶ月
乗車回数	70回	7ヶ月
乗車回数	80回	8ヶ月
乗車回数	90回	9ヶ月
乗車回数	100回	10ヶ月

安芸市

至朝来市

位置図



# 宿南ふれあい号運行案内

**【運行】**

- 運行日 月・水・金（ただし祝日、年末年始（12/29-1/3）運休）
- 運行区間 青山ー三谷ー門前ー寄宮  
全但バス「寄宮バス停」から乗換



- 運賃 100円（宿南地内のみ）  
※小学生以下50円、就学前無料（保護者の同伴が必要）

○運行時刻表（各バス停の時刻は、多少前後することがあります。）

停留所	1便 寄宮行き	2便 寄宮行き	3便 青山行き	4便 青山行き
青山	7:15	11:35	12:37	15:48
青山二又	7:17	11:37	12:35	15:46
青谿書院前	7:18	11:38	12:34	15:45
奥三谷	7:30	11:50	12:27	15:38
中三谷	7:31	11:51	12:26	15:37
口三谷	7:32	11:52	12:25	15:36
門前下	7:36	11:56	12:21	15:32
門前	7:36	11:56	12:21	15:32
宿南小学校	7:37	11:57	12:20	15:31
三谷口	7:37	11:57	12:20	15:31
宿南こども園	7:38	11:58	12:19	15:30
町中	7:39	11:59	12:18	15:29
町公会堂前	7:39	11:59	12:18	15:29
寄宮	7:40	12:00	12:17	15:28

**【乗換え案内】**

全但バス (寄宮バス停)	(八) 7:46	(八) 12:13	(八) 15:24
	(豊) 8:25	(豊) 12:05	(豊) 15:20
(八)：八鹿方面行き (豊)：豊岡方面行き			

※八鹿・豊岡方面へは寄宮バス停で全但バスに乗換えてください。

**【お問い合わせ先】**

養父市役所土地利用未来課  
TEL 664-1410

宿南ふれあい倶楽部  
TEL 662-3400



## 建屋地域における自家用有償運送について

### ○区域運行型デマンド方式自家用有償運送の具体的な内容

- ・計画運行便数 6便／日 週3日(月・水・金)、臨時運行3日(地域行事開催日等)  
※祝日・年末年始(12/29～1/3)は全便運休

#### 運行時間帯

午前便 ① 9:00～10:00 ②10:30～11:30 ③12:00～13:00

午後便 ④13:30～14:30 ⑤15:00～16:00 ⑥16:00～17:00

※運行時間帯指定で原則前日までの事前予約制

※月曜日の運行は原則金曜日までの事前予約制

- ・利用概要 各区の公民館・集会所等各所に乗降場所を設定し、一部区間にフリー乗降区間を設定。利用者の自宅付近から路線バスのバス停間の移動を補完し、建屋地域外へ出かける際に路線バスを利用しやすくすると共に、地域内の公共・公益施設等へ移動の円滑化を図る。運行時間帯はすべて路線バスに接続できる時間帯に設定し、接続先として井の坪(停)、建屋小学校(停)の2か所を予定。各乗降場所については別紙路線図参照
- ・利用者運賃 200円／1乗車(回)
- ・運行開始 令和3年8月1日より運行開始予定